

議案第58号

二宮町個人情報保護法施行条例を別紙のように制定する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

個人情報の保護に関する法律の改正により、現行の二宮町個人情報保護条例を廃止し、条例で定めることが必要な事項等を定めることに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人情報保護制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されているときは、実施機関が定める方法によるものの交付。以下同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、特定個人情報の写しの交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。
（訂正請求の手続）

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（二宮町情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年二宮町条例第 号）第2条に規定する二宮町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（2）法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第10条 実施機関は、毎年、個人情報保護制度の運用状況について、一般に公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（二宮町個人情報保護条例の廃止）

2 二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）は、廃止する。

（二宮町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の二宮町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務上知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第12条から第14条までの規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報（旧条例第2条第4号に規定する行政文書に記録されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた受託者（以下「受託者」という。）の代表者又は受託者の代理人、使用人その他の従業員が、その業務に関し、附則第5項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者に対して各本項の罰金刑を科する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。